

# 治癒証明書(登園許可証)

しらゆり保育園

園児氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

疾病名	治癒のめやす(保護者用)
インフルエンザ	発症した後、5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで登園停止
百日咳	特有の咳が消失するまで、また5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで登園停止
麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで登園停止
おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が始まった後、5日を経過しかつ全身状態が良好となるまで登園停止
風疹(三日ばしか)	紅斑性の発疹が消失するまで登園停止
水ぼうそう(水痘)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)になるまで登園停止
咽頭結膜熱・プール熱(アデノウイルス)	解熱し、主要症状がなくなった後、2日を経過するまで登園停止
腸管出血性大腸菌感染症	医師によって伝染の恐れがないと認められるまで登園停止
流行性角結膜炎	医師によって伝染の恐れがないと認められるまで登園停止
急性出血性結膜炎	医師によって伝染の恐れがないと認められるまで登園停止
マイコプラズマ肺炎	医師によって伝染の恐れがないと認められるまで登園停止
RSウイルス感染症	医師によって伝染の恐れがないと認められるまで登園停止
溶連菌感染症	抗生剤治療開始後、24~48時間を経て全身状態が良ければ登園可能
流行性嘔吐下痢症・胃腸炎	嘔吐・下痢の症状が回復したのち、全身状態が安定し普段の食事ができれば登園可能
手足口病	発熱・口内痛など全身症状が安定し、普段の食事ができれば登園可能
ヘルパンギーナ	発熱・口内痛など全身症状が安定し、普段の食事ができれば登園可能
りんご病(伝染性紅斑)	全身症状が良ければ登園可能

※厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」参照

疾病名 ( )

加療期間 月 日 ~ 月 日

治癒月日 月 日

年 月 日

医療機関名

医師名

印

※御医者様へ : 保育園は、乳幼児が集団で長時間過ごす場です。感染症の集団発生や流行を抑え、お子様が快適に生活できるよう、治癒証明書のご記入にご協力をお願いいたします。

※保護者の皆様へ: 上記の感染症について、お子様が治癒し登園を再開する際に、治癒証明書をご提出下さい。

なお、表中に記載のない感染症についても、治癒証明書の提出をお願いすることがありますので、疾病名が明らかになりましたら、速やかに園までご連絡ください。